

# おりづる

上杉在宅介護  
支援センター  
春 信  
平成30年春号

黒須美穂子 所長より・・・

新緑がまぶしい季節となりました。  
皆様、いかがお過ごしでしょうか？



この度上杉在宅介護支援センターは新住所に  
移転いたしました。  
これを機に職員一同さらに努力をしていく  
所存です。  
今後共、よろしくお願い申し上げます。



新年度が始まりました。

上杉在宅介護支援センターも、引っ越しをして気持ちも事務所も新たにスタートしました。

4月より介護保険制度の改正がありましたので、ご案内したいと思います。

介護保険は、3年ごとに見直しが行われます。今回は「地域包括ケアの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の観点から改正が行われました。

❖慢性期の医療・介護ニーズに対応した施設の創設

日常的な医療ケアが必要な重介護者の受け入れ、生活の場としての機能も兼ね備えた、長期療養のための介護保険施設「介護医療院」が新たに創設されます。

❖高額所得者の自己負3割導入

世代間の公平と制度の持続性の観点から2割負担者のうち特に所得の高い層の負担額が、3割に引き上げられます。

本人の合計所得金額が220万円以上かつ、同一世帯の第1号保険者全員の『課税年金収入＋年金以外の合計取得金額』が

1人の場合＜340万円以上＞

2人以上の場合＜463万円以上＞の方が3割負担の対象となります。

当事業所では、これからもご利用者様、ご家族様の介護の不安を安心に変えてさしあげられるよう、お手伝いしたいと考えております。

スタッフ一同、皆様からのご連絡を心よりお待ちしております。

日本一やさしい居宅介護支援事業所を目指す

「上杉在宅介護支援センター」へ

ご相談がございましたら・・・ご連絡下さい



・TEL 022-217-2215 ・FAX 022-713-3376